

# ごみ減量に 取り組みましょう！



みんなで取り組もう  
資源回収促進事業

町では、「ごみの排出量の削減と資源循環型社会の実現に向けて、古紙や古布等を集団回収している団体に対して、「資源回収促進事業補助金」を支給しています。

「ごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、家庭から出される生ごみの自家処理容器を購入された世帯に対し、「生ごみ処理容器購入補助金」を支給しています。

●補助対象団体

自治会、女性会(婦人会)、子ども会やPTAなどの団体

●補助対象者

今までに補助を受けたことのない世帯

●補助金額

回収量に応じて補助  
(30円/kg)

●補助金額

電気式の場合  
購入金額の2分の1  
(上限2万円)

●補助金の申請に必要なもの

- ・回収実績のわかる計量書など
- ・印鑑
- ・通帳(団体名と同じ名義)

●補助する容器の個数

- ・非電気式の場合  
購入金額の2分の1  
(上限5千円)

●補助金の申請に必要なもの

- ・電気式……1個
- ・非電気式……2個まで
- ・領収書(レシート不可)
- ・印鑑
- ・通帳(領収書の名前と同じ名義)
- ・カタログなど

新たな資源に  
生まれ変わります



## 不法投棄は犯罪です！

不法投棄した人は、5年以下の懲役  
もしくは1千万円以下の罰金  
となります。



やめよう！  
やめよう！

# 不法投棄

決められた処分方法に従わず  
にごみを捨てる『不法投棄』。

不法投棄は周囲の景観を損なうなど、生活環境を悪化させるばかりでなく、その処理には税金を使うこととなります。

日野町でも、空き地や山林への投棄とともに、大型ごみ、あるいは清掃センターでは処理できないごみ(家電リサイクル対象品、パソコン)などを地域のゴミ集積所に出すといったマナー違反が多く、近隣に住む方にとって大変な迷惑となっています。

●不法投棄を予防しましょう

不法投棄を予防するには、不法投棄をされない環境づくりが大切です。

空き地、山林などふだん目が届きにくい土地では特に、所有者や管理者の知らないうちに不法投棄されることが多い傾向にあります。

私有地に不法投棄された場合は、所有者(管理者)が自らの責任でごみを撤去しなければなりません。このような事態を防ぐため、不法投棄をされにくい状況を作り、適切に管理することが大切です。

- ・ロープや柵などで囲いをする
- ・看板などを設置する
- ・整理整頓や草刈りなど適切な管理を心がけましょう